

霞ヶ関地域人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月	直近の更新年月
川越市	霞ヶ関地域	令和2年3月	令和5年4月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3,863筆 255.9ha
②農家状況調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2,310筆 158.4ha 農家状況調査回収率 約62%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1,887筆 120.3ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	853筆 59.2ha
ii うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1,034筆 61.1ha
④60～69歳の農業者の耕作面積の合計	917筆 58.4ha
⑤50～59歳の農業者の耕作面積の合計	394筆 26.3ha
⑥40～49歳の農業者の耕作面積の合計	120筆 8.23ha
⑦39歳以下の農業者の耕作面積の合計	49筆 3.69ha
⑧企業および市外在住者等の耕作面積の合計	496筆 39.0ha
⑨地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18.5ha
(備考)	

注1: 農家状況調査とは、農業委員会が毎年9月に実施している調査のことです。

注2: ⑨の面積は、別紙の「中心経営体」の「計画(今後の農地の引受けの意向)」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載しています。

注3: プランには地域の農業者の年齢構成や後継者有無をもとに色分けした地図を添付するものとします。

2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも少なく、引き受け手不足が生じており、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・70歳以上の農業者のうち、約半数以上で後継者がいない。
- ・地域内の荒廃農地は、約1.9haであるが、今後、農業者の高齢化の進行、後継者不足、農地の引き受け手不足から、荒廃農地のさらなる発生が懸念される。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地の引き受け意向のある認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進し、中心経営体を確保する。
- ・後継者のいない農地利用については、拡大意向のある中心経営体が担い、荒廃農地化を未然に防ぐ。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化について、農地バンク機能を活用した機構を通じての中心経営体への貸付も進めていく。
- ・基盤整備への取組に関する方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化や道水路等の基盤整備を検討する。
- ・地域での課題共有の方針
定期的に地域での話し合いを行い、農地情報や担い手情報の共有化を図り、農地の流動化や担い手確保を円滑に進める。

注:農地中間管理事業とは、「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できなくなった農地を「農地中間管理機構」が借り受け、農業の担い手に貸し付ける事業のことです。

5 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

中心経営体 8経営体(うち、認定新規就農者: 0経営体、認定農業者: 8経営体)
今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積 18.5ha